

日教組「2021 年 学校現場の働き方改革に関する意識調査」結果

1. 調査の目的 2021 年度の学校現場実態を社会に発信するとともに、文科省・教育委員会との交渉・協議に活用し、「実感できる働き方改革」につなげるため（2018 年度からの経年比較）
2. 調査方法・時期 Web 調査（1 学期における通常の 1 週間を調査）
 ※2020 年は 9 月に調査
3. 調査対象者 全都道府県の公立学校教職員
4. 回答者数 7,014 人
5. 調査結果の概要（抜粋）

第 1 章 教員の労働時間の実態

第 2 章 36 協定の締結状況

第 3 章 教職員の勤務の把握状況

第 5 章 長時間労働の是正と部活動指導

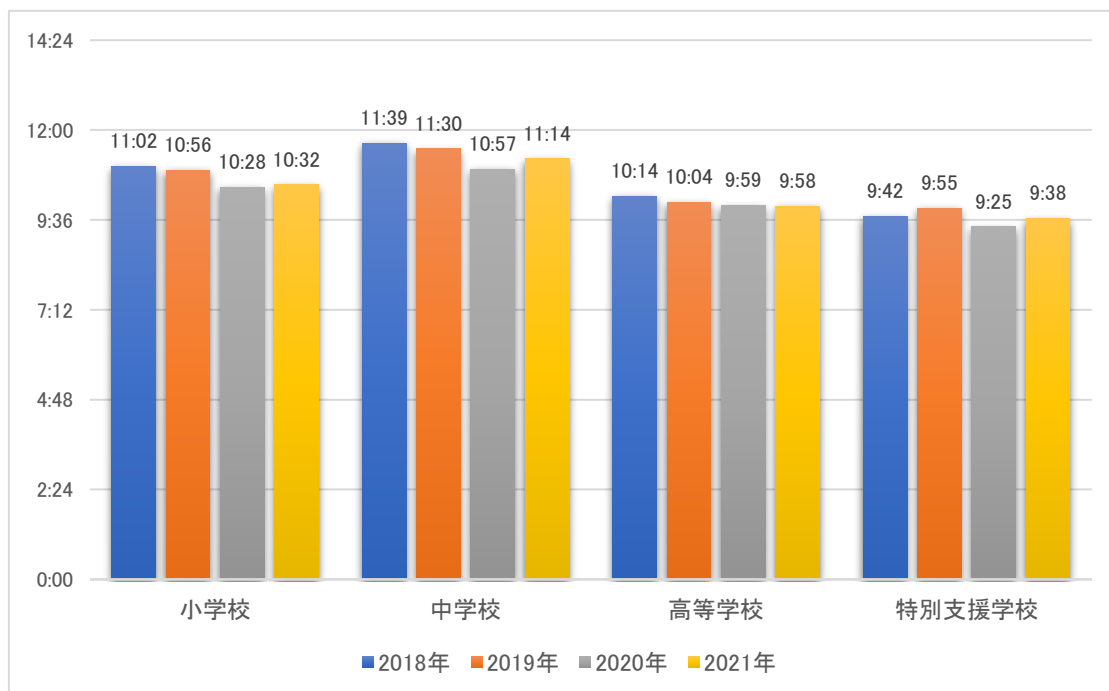
6. 考察

5. 調査結果の概要

第1章 教員の労働時間の実態

① 教員の勤務日（月～金）における学校内の勤務時間（1日平均）

※数値は（時間：分）

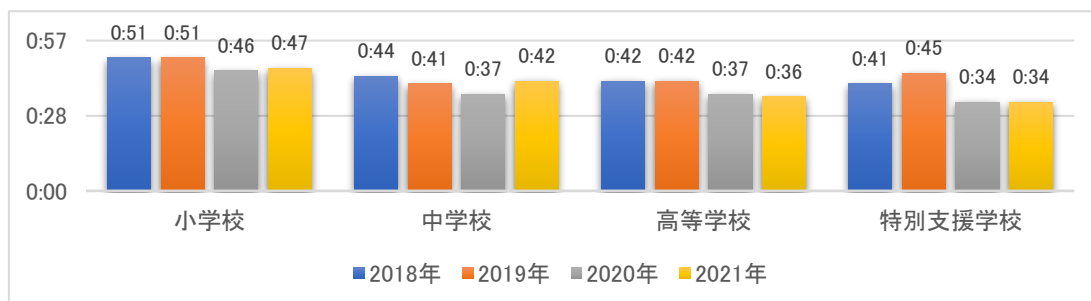


1日の正規の勤務時間＝7時間45分

★平均2時間54分の時間外労働に従事(平均労働時間10時間39分)

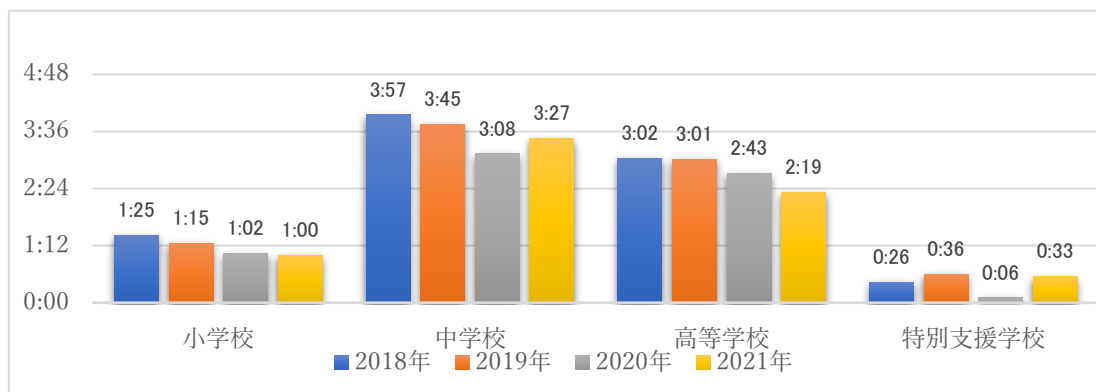
★2018年からわずかに減ってはいるが、給特法改正後もほとんど変わらない。

② 教員の勤務日（月～金）における自宅での仕事時間（1日平均）



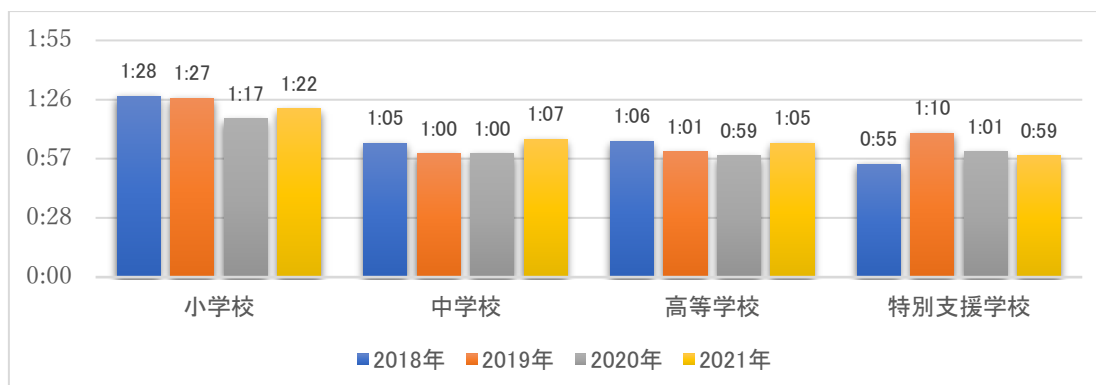
★学校内勤務時間と自宅仕事時間を合わせた1日の平均労働時間は11時間24分

③ 教員の週休日(土・日)における学校内の勤務時間(1日平均)



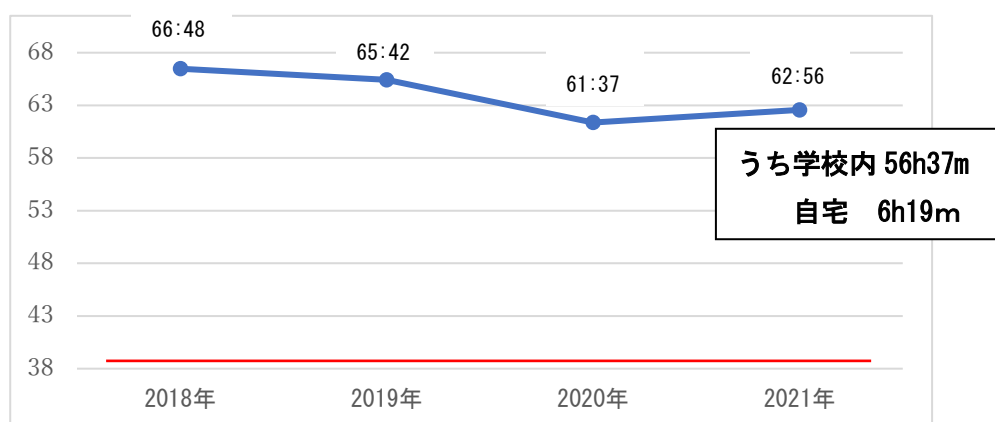
★中学校・高等学校では、部活動指導にかかわる時間が長い。

④ 教員の週休日(土・日)における自宅で行った仕事時間(1日平均)



★ 持ち帰り・休日出勤は、学校では処理しきれなかった業務であり、時間外在校等時間の延長である。

⑤ 1週間の労働時間の推移



※正規の勤務時間 (7h45m) × 5 = 38h45m

経年比較では、週あたりの労働時間はわずかに減っているが、給特法が改正された後も、状況はほとんど変わらず、業務削減はすすんでいない。

2020年には、新型コロナウイルス感染症の影響により、行事や部活動の縮小、中止などがすすめられたが、業務削減の検討がすすめられないまま2021年に復活しているものもある。

2021年の平均時間外勤務時間／週：24時間11分

単純に4倍して月換算すると

実質 96時間44分／月 の時間外勤務 > 過労死ライン 80時間

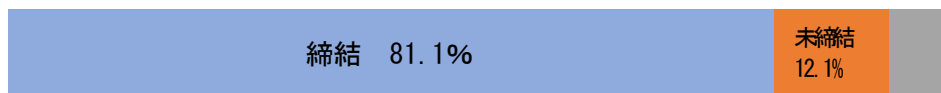
★厚労省の過労死ライン月80時間を大きく上回る危険な状態が常態化している。

※中学校は実質120時間12分／月

★教員の命と健康を守る過労死防止の観点からも、大胆な業務削減・定数改善を早急にすすめる必要がある。

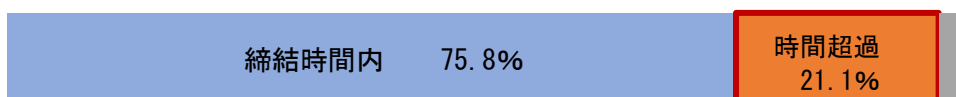
第2章 36協定の締結状況

① 36協定の締結状況



事務職員、学校栄養職員、現業職員等の36協定の締結割合は81.1%。

② 36協定を締結している学校に勤務している人の勤務時間



約2割で超過勤務・休日労働が「協定で締結した時間」を超えていた。

③ 36協定未締結の学校で勤務している人の超過勤務・休日労働の有無



36協定未締結にも関わらず、「超過勤務・休日労働」をした人が、79.4%もあった。

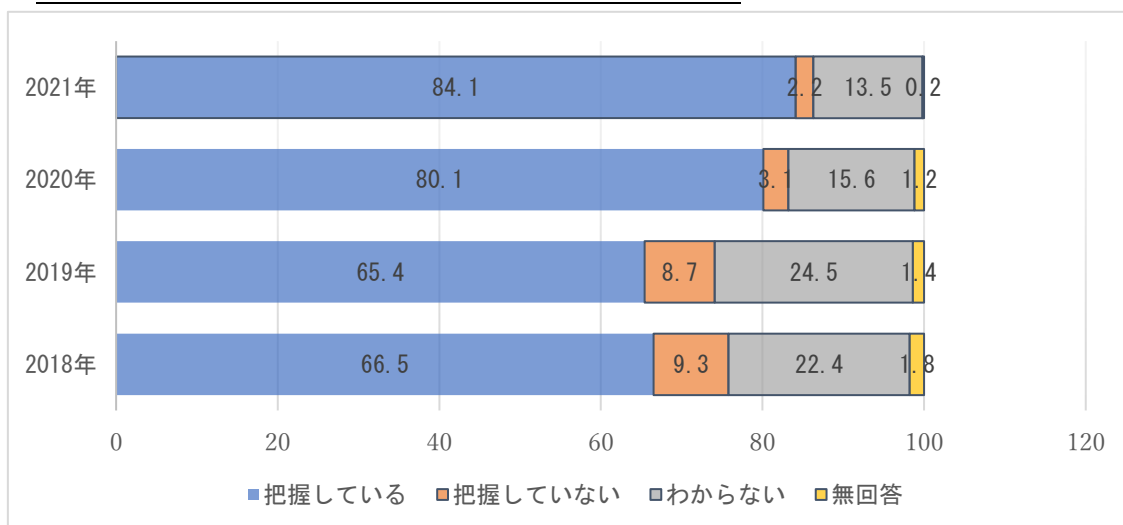
★② 36協定を締結した時間を超過した勤務

③ 未締結での超過勤務・休日労働

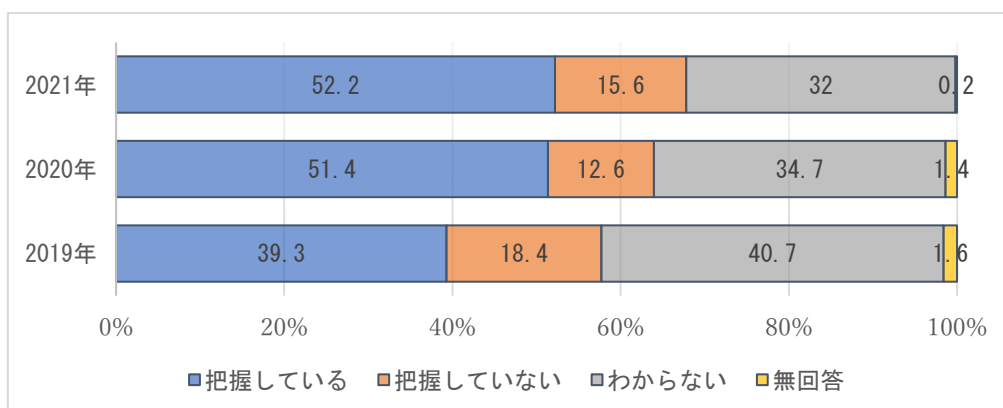
どちらも労基法違反であり、早急に改善する必要がある。

第3章 教職員の勤務の把握状況

① 管理職による教職員の出勤、退勤時刻の把握状況

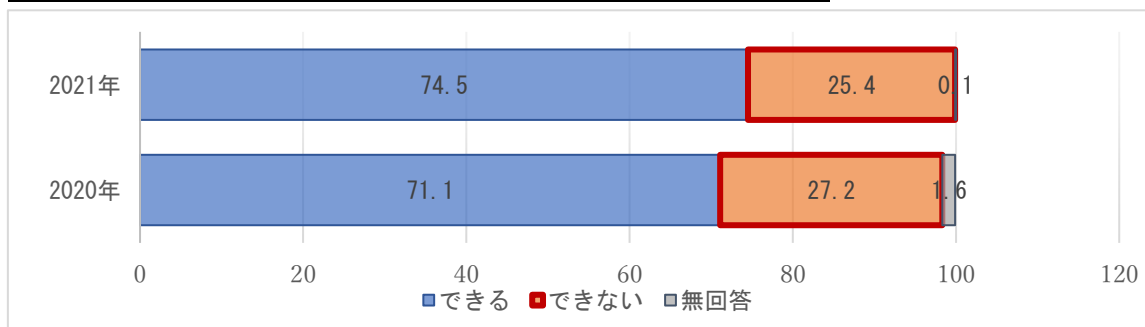


② 土・日、祝日における教職員の学校勤務の把握状況



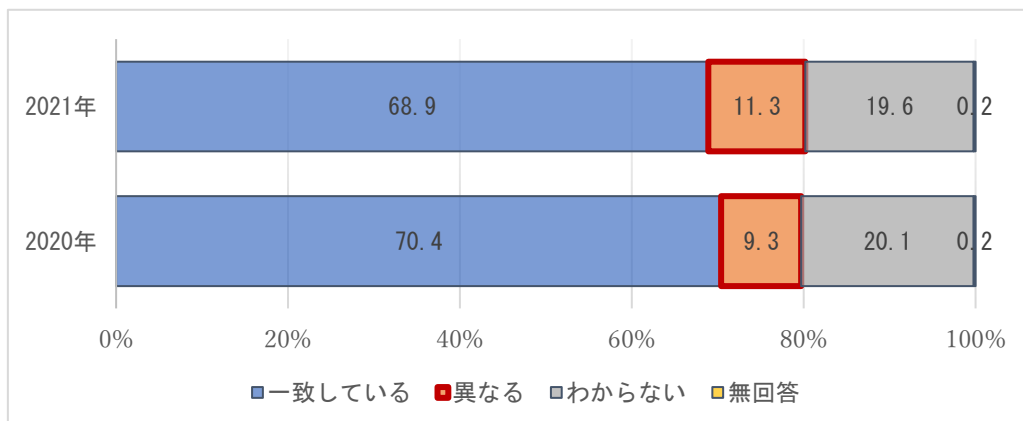
・ 休日の勤務は、約半分(52.2%)しか把握されていない。

③ 管理職が把握した勤務時間（在校等時間）を確認できるか



・ 4人に一人は、管理職の記録した勤務時間を確認できない。

④ 実際の勤務時間と管理職記録の勤務時間（③で確認できると回答した教職員）

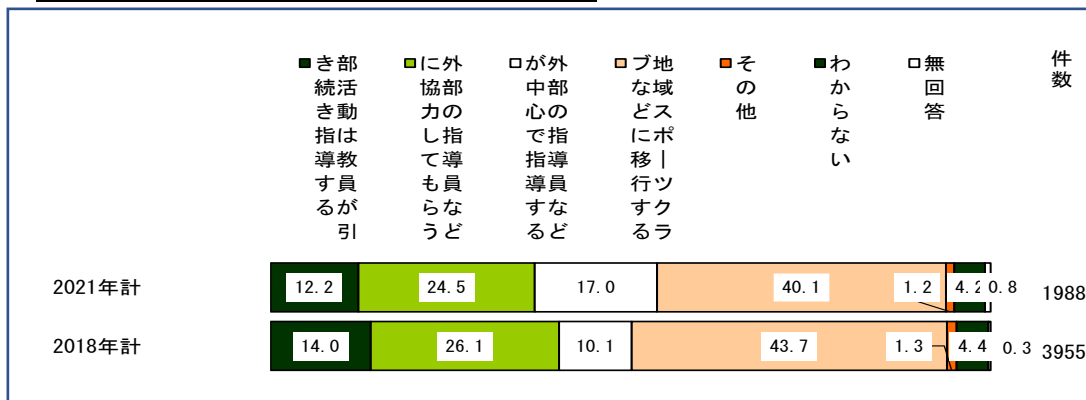


- ・実際の勤務時間と記録が異なる：11.3%
- ・記録を確認できない+わからない=30.9%

★勤務時間記録にもとづき業務削減をすすめるためにも記録にアクセスできることは当然のことである。

第5章 長時間労働の是正と部活動指導

① 今後の部活動における教員の役割(顧問)



部活動における教員の今後の役割に対しては、教員中心の指導から、スポーツクラブや地域活動経験者による指導に移行すべきだと考える教職員が過半数を占めている。これは運動部、文化部ともに共通である。

兼職兼業の課題も含め、地域部活動への移行を適切にすすめることが重要になる。

6. 考察

2020年より改正給特法が施行されたが、教職員の超過勤務実態に大きな変化はない。現場では、上限45時間以内に収めるための具体的な業務削減の方策が取られていない。

今回の調査でも、過労死ラインを超えた働き方が常態化している現場実態が明らかとなった。全体平均がすでに過労死ラインを超えていることの危険性を認識し、早急な業務削減が必要である。

教員の勤務時間は在校等時間として記録されているが、それは労基法上の労働時間とは認められていない。このことが勤務時間管理の意識を希薄化させ、文科省・教委・管理職による対応を不十分にさせている。

学校の業務はもはや学校現場や教育委員会ではどうしようもないほどに膨らんでいる。学習指導要領で規定された授業時数や教育内容が、学校現場に重くのしかかっている。休憩時間も取れないまま、11～12時間の連続勤務や休日出勤が毎日続いていることは、人間らしい働き方とは言えない。

日教組は、「だれもが安心して働き続けられる職場」の実現をめざし、業務削減、持ち授業時数の削減を含めた定数改善、給特法の廃止・抜本的な見直しを求めている。今後予定されている定年引上げも見越し、更なる学校の働き方改革にとりくむ。

今回、学校現場の教職員の学習資料として「Q&A 新 教職員の勤務時間」という本を発刊した。学校の働き方改革推進にむけて、学校現場からも声を上げていく。